

機能名称	仕様書たたき台	業務フローとの対応	選定地方団体 機能要件					標準化候補検討		構成員からの回答				
			B市	C市	D市	E市	H市	I市	要件の考え方・根拠	検討項目（論点案）	団体	(1) 検討項目（論点案）への見解・回答	(2) たたき台で必要機能・項目が網羅されているか 回答※選択式※ 詳細	(3) その他、「たたき台」「考え方・根拠」への意見 回答※選択式※ 詳細
4. 交付														
4.1. 納税通知発行														
4.1.1	納税通知書（兼納付書兼納税証明書）発行	No.1_39 No.3_6 No.3_12	<p>■照会 40. 車両照会画面から容易に横断交付証明書、納税通知書、廃車証明書、廃車申告書交付書（強制保険用）、継続検査用納税証明書の帳票が発行できること。</p> <p>■課税＞当初課税 42. 納税通知書・納付書、納税通知書（口座）、郵便振込票、発送簿の作成ができること。（納組明細は削除）</p>	<p>8.2.2 当初納付書発行 8.3.1 更正申告書受付登録 8.3.3 税額変更 8.3.4 証明書交付・納税通知書の出力</p> <p>■課税＞当初課税 42. 納税通知書・納付書、納税通知書（口座）、郵便振込票、発送簿の作成ができること。（納組明細は削除）</p>	<p>54. 課税内容に変化が生じた場合（新規、廃車、課税区分変更、車両番号訂正）、税額変更通知書・納税通知書・減免通知書が即時発行できること。</p> <p>■バッチ処理＞当初課税処理＞当初納付書作成 102. 納税通知書（一般）、納税通知書（口座）、納付書（郵便払込用）を作成すること。</p> <p>103. 特定の車両について、納税通知書を作成できること。 105. 当初納税通知書に連番が出力できること。</p> <p>■減免＞減免車両の納税通知書 115. 減免対象車両については、当初納税通知書の一括作成処理から除外できること。または、他の納税通知書と分けて作成できること。</p>	<p>39. オンライン操作で対象車両を指定し軽自動車納税通知書が印刷できること 40. オンライン操作で必要な年度を指定し軽自動車納税通知書が印刷できること</p> <p>■履歴 39. オンライン操作で対象車両を指定し軽自動車納税通知書が印刷できること</p> <p>■当初課税＞納税通知書作成処理 101. 納税通知書（一般、口座）が作成できること。 103. 特定の車両について、納税通知書を作成できること。 105. 当初納税通知書に連番が出力できること。</p> <p>■当初課税＞納税通知書再発行 108. 指定した複数の個人の納税通知書（一般、口座）を一括して作成することができること。</p> <p>■減免＞減免車両の納税通知書 115. 減免対象車両については、当初納税通知書の一括作成処理から除外できること。または、他の納税通知書と分けて作成できること。</p>	<p>4.1. 納税通知発行 1. 一定の出力条件を指定し、納税通知書（兼納付書兼納税証明書）（当初、更正、再発行）を発行できること。 当市については、納税通知書（兼納付書兼納税証明書）発行リストとしてデータで一括出力もできること。</p> <p>（黒字：必須） どの自治体でも共通して行う業務のため、必須機能と想定している。</p> <p>（緑字：要検討） 納税通知書（当初、更正時）の出力条件を確認し定義を行う。</p> <p>■確認事項 ①一括の際の納税通知書の出力条件について、各自治体でどのような運用があるか。</p>	<p>■確認事項 ①市内/市外 納付書/口座 郵便番号順</p> <p>■確認事項 ①市内/市外・県外・口座振替で分けて出力できるようにしている。</p> <p>納税通知書は税務関係一括契約 帳票類は10種類 市内特別郵便・料金別納郵便・郵便局別に納入 納税通知書1枚から4枚までで、一封信に封入</p> <p>■確認事項 ①年度及び発行日を指定する。</p> <p>納税義務者が複数台所有している場合、名寄せして1つの封筒に納税通知書を封入して送付するため、左記に追加で、納税義務者の所有車両台数順に納税通知書を出力できる必要がある。</p> <p>■確認事項 ①一括出力は当初課税時のみ。 現金納付分と口座振替分を分ける一それぞれ市内、市外に分け、更に住所コード（地区ごとに設定）順、氏名50音順に出力している。</p> <p>出力条件：課税コード 当市では課税コードというコードが存在し、オンライン反映最終日（システム処理日）の時点で、当コードが「課税」になっていればその全件が対象となり出力される。 ※課税コード種類＝「課税」「減免」「非課税」など</p>	<p>①必要な機能を網羅している</p> <p>②一部記載がない機能がある（右記）</p> <p>⑤その他（右記）</p> <p>①必要な機能を網羅している</p> <p>②一部記載がない機能がある（右記）</p> <p>①必要な機能を網羅している</p> <p>②一部記載がない機能がある（右記）</p> <p>①必要な機能を網羅している</p> <p>⑤その他（右記）</p> <p>①必要な機能を網羅している</p> <p>②一部記載がない機能がある（右記）</p> <p>③一部不要な機能がある（右記）</p> <p>①必要な機能を網羅している</p> <p>⑤その他（右記）</p> <p>②一部記載がない機能がある（右記）</p> <p>⑤その他（右記）</p>	<p>出力条件 口座/一般</p> <p>市内・市外・県外で分けて出力できると、当初課税時の納付書発送の際に市内分と市外分を分ける手間が減るため良いと考える。</p> <p>住所順、氏名50音順での出力についても必要と考える。</p> <p>死亡者・転出者のリストの出力ができることは必須だと思う。それに加えて、死亡者分の納付書を、当初課税時に一括発行をする際には予め発行しないようにできると便利だと思うが、死亡者分・前年度減免対象者分の納付書を一括で出力する機能は、現状では必要ない。必要な自治体がオプションで付けるようにすれば良いと思う。</p> <p>納付書は通常、納税課（収納部門）で出力するものだと考えるが、課税側で出力するのはどういったケースを想定しているのか？</p> <p>4.1.1.に同じ</p> <p>左の通り</p>	<p>②該当なし</p> <p>②該当なし</p> <p>②該当なし</p> <p>②該当なし</p> <p>②該当なし</p> <p>①あり（右記）</p> <p>②該当なし</p> <p>②該当なし</p> <p>②該当なし</p> <p>②該当なし</p> <p>①あり（右記）</p> <p>②該当なし</p>	<p>②該当なし</p> <p>②該当なし</p> <p>②該当なし</p> <p>②該当なし</p> <p>②該当なし</p> <p>①あり（右記）</p> <p>②該当なし</p> <p>4.1.1.に同じ</p>		
4.1.2	納付書発行		<p>■課税＞当初課税 42. 納税通知書・納付書、納税通知書（口座）、郵便振込票、発送簿の作成ができること。（納組明細は削除）</p>	<p>8.2.2 当初納付書発行 ・賦課処理結果を元に、当初納付書を作成する。</p>		<p>4.1. 納税通知発行 2. 一定の出力条件を指定し、納付書発行できること。 データで一括出力もできること。</p> <p>（黒字：必須） どの自治体でも共通して行う業務のため、必須機能と想定している。</p> <p>（緑字：要検討） 納付書の出力条件を確認し定義を行う。</p> <p>■確認事項 ①一括の際の納付書の出力条件について、各自治体でどのような運用があるか。</p>	<p>■確認事項 ①「死亡者分」「前年度減免分」については現在出力要件となっていないが、出力機能があれば今後使用する可能性がある。</p> <p>一括発行はしていない。</p> <p>■確認事項 ①現状、当市では、同一人物の他税目の納付書は一括して発行できるようになっているが、一定の条件下の納付書を全件出力するような機能はない。</p> <p>■確認事項 死亡者や前年度減免対象者に対して、通常の納税通知書と区別はしていない。当年度減免対象者は出力しない。</p> <p>納付書は通常、納税課（収納部門）で出力するものだと考えるが、課税側で出力するのはどういったケースを想定しているのか？</p> <p>■確認事項 ①4.1.1.に同じ</p> <p>納税通知書と納付書は同時に発行しているため、4.1.1と同じである。</p>	<p>①必要な機能を網羅している</p> <p>⑤その他（右記）</p> <p>③一部不要な機能がある（右記）</p> <p>①必要な機能を網羅している</p> <p>⑤その他（右記）</p> <p>②一部記載がない機能がある（右記）</p> <p>⑤その他（右記）</p>	<p>当市では一括発行していない。</p> <p>死亡者・転出者のリストの出力ができることは必須だと思う。それに加えて、死亡者分の納付書を、当初課税時に一括発行をする際には予め発行しないようにできると便利だと思うが、死亡者分・前年度減免対象者分の納付書を一括で出力する機能は、現状では必要ない。必要な自治体がオプションで付けるようにすれば良いと思う。</p> <p>納付書は通常、納税課（収納部門）で出力するものだと考えるが、課税側で出力するのはどういったケースを想定しているのか？</p> <p>4.1.1.に同じ</p> <p>左の通り</p>	<p>②該当なし</p> <p>②該当なし</p> <p>②該当なし</p> <p>②該当なし</p> <p>②該当なし</p> <p>①あり（右記）</p> <p>②該当なし</p>	<p>②該当なし</p> <p>②該当なし</p> <p>②該当なし</p> <p>②該当なし</p> <p>②該当なし</p> <p>①あり（右記）</p> <p>②該当なし</p> <p>4.1.1.に同じ</p>			



機能名称	仕様書たたき台	業務フローとの対応	測定地方団体機能要件					標準化候補検討		構成員からの回答							
			B市	C市	D市	E市	H市	I市	要件の考え方・視掘	検討項目(論点案)	団体	(1) 検討項目(論点案)への見解・回答	(2) たたき台で必要機能・項目が網羅されているか	(3) その他、「たたき台」「考え方・視掘」への意見			
			B市		C市		D市		E市		H市		I市		要件の考え方・視掘	検討項目(論点案)	団体
4.2.4	課税物件異動通知発行	No.1_6	<p>■統計・通知&gt;他市町村への通知</p> <p>78.他市町村登録車両の廃車を受け付けた後に、他市町村に通知する通知書を作成できること。</p>	<p>8.1.3 廃車登録</p> <p>・課税物件異動通知の出力</p> <p>8.1.5 証明書交付</p> <p>・課税物件異動通知の出力</p>	<p>・照会・発行&gt;通知書発行</p> <p>73.他市町村での廃車手続きをせずに当市で登録をした原動機付自転車、小型特殊自動車について、課税物件の異動通知書を作成できること。通知市区町村、前市町村での車両番号、所有者氏名・住所を入力できること。</p>	<p>■帳票</p> <p>60:課税物件異動通知書</p> <p>・オンライン操作で対象車両を特定し印刷できること</p> <p>61.相手先市町村の通知先情報を入力し印刷できること</p>	<p>・車両管理&gt;異動通知</p> <p>72.他市の車両を廃車した際に課税物件異動通知書が作成できること。再発行もできること。</p>	<p>4.2.各種通知発行</p> <p>4.他自治体の標識番号を管理(登録)し、課税物件異動通知を発行できること。</p>	(黒字:必須) どの自治体でも共通して行う業務のため、必須機能と想定している。	<p>■確認事項</p> <p>①他自治体の廃車受付における管理項目は要件に記載しているもので過不足ないか。</p>	B市	①必要な機能を網羅している	②該当なし	課税物件異動通知書については、エクセルによって作成しているため、特に基幹システムに入力等が行っていない。各自治体により運用が異なるので必須にするかどうかは検討する必要があると考える。			
											C市	①必要な機能を網羅している	②該当なし				
											D市	①必要な機能を網羅している	②該当なし				
											E市						
											F市						
											H市	①必要な機能を網羅している	②該当なし				
											I市	①必要な機能を網羅している	②該当なし				
											J市	①必要な機能を網羅している	②該当なし				
											K市	①必要な機能を網羅している	①あり(右記)				
											B市	<p>■確認事項</p> <p>①当市では他自治体の廃車受付の際、課税物件異動通知を発行する代わりに、廃車申告書で対応している。車両番号以外に、車種、車名、車台番号、排気量についても、申告書に記載を求めている。(当市で新規登録する場合のみ他自治体の廃車を受け付けているので、新規登録の際に必須の項目の記載を求めている。)</p>	①必要な機能を網羅している		②該当なし		
4.2.5	他自治体の廃車申請内容を管理(登録・修正・削除)できること。 【管理対象項目】 申請者情報 他自治体情報 他自治体の車両番号(標識番号)			<p>・照会・発行&gt;通知書発行</p> <p>76.他市町村での廃車手続きをせずに当市で登録をした原動機付自転車、小型特殊自動車について、課税物件の異動通知書を作成できること。通知市区町村、前市町村での車両番号、所有者氏名・住所を入力できること。</p>					(黒字:必須) どの自治体でも共通して行う業務のため、必須機能と想定している。	(緑字:要検討) 他自治体の廃車受付における管理項目は必要十分か確認を行う。	<p>■確認事項</p> <p>①不足あり。</p>	C市	⑤その他(右記)	「申請者情報」は、新納税義務者の住所、氏名が含まれているか。 「他自治体情報」は、旧納税義務者の住所、氏名が含まれているか。 また、「車両の情報」(種別、新標識番号、車台番号、排気量、車名、型式、型式認定番号)、「届出日」も管理対象項目として必須である。	②該当なし		
											D市	<p>■確認事項</p> <p>①この管理項目の内容を課税物件異動通知に反映させるものという認識で考えると、管理対象項目として以下が必要であると考え。 ・納税義務者の住所 ・納税義務者の氏名 ・標識番号 ・車台番号 ・メーカー名 ・車種 ・排気量 ・ナンバープレート返納の有無 ・廃車申請日 ・異動事由(廃車・名義変更・転入・紛失など)</p>	⑤その他(右記)	(1)のとおり	②該当なし		
											E市	①要件に記載されているものでよい	①必要な機能を網羅している	②該当なし			
											F市						
											H市	<p>■確認事項</p> <p>①本市では現在、他市の車両の情報はシステム上で管理はしていないが、課税物件異動通知書には、項目に記載のもの他、車体の情報(車種・車名・車台番号・排気量)や異動日・異動事由が記載される。 車体の情報については、もともと登録していた市側での登録情報と相違がないか確認するために必要であると考えている。 異動日は課税を止める日付を判断するために必要。 また、申請者情報については、納税義務者のことを指しているのか。 納税義務者情報は必要であるが、届出者が第3者の場合は情報は不要である。</p>	②一部記載がない機能がある(右記)	検討事項への見解に記載のとおり。	②該当なし		
											I市	現状の運用では、他自治体標識の廃車のみ受付は行っておらず、転入または名義変更が前提であるため、左記に追加で、記載のあるもののほか、車台番号、排気量、異動日、新旧の納税義務者情報及び、新旧の標識番号の記載が必要である。	②一部記載がない機能がある(右記)	左記に追加で、車台番号、排気量、異動日、新旧の納税義務者情報及び、新旧の標識番号の記載が必要である。	②該当なし		
											J市	■確認事項 ①なし。	①必要な機能を網羅している		②該当なし		
											K市	課税物件異動通知書送付日の追加が考えられる。	②一部記載がない機能がある(右記)	送付日	②該当なし		

機能名称	仕様書たたき台	乗務フローとの対応	測定地方団体_機能要件					標準化候補検討		構成員からの回答							
			B市	C市	D市	E市	H市	I市	要件の考え方・根拠	検討項目(論点案)	(1) 検討項目(論点案)への見解・回答			(2) たたき台で必要機能・項目が網羅されているか		(3) その他、「たたき台」「考え方・根拠」への意見	
											団体	回答※選択式※	詳細	回答※選択式※	詳細	回答※選択式※	詳細
4.2.6	課税物件異動通知発行と同時に、標識交付証明書及び廃車申告受付書を発行できること。	No.1_7				■帳票 56. 標識交付証明書： 車種登録する手順の一連で自動的に印刷されること ※登録完了後に改めて検索でなければ、画面操作で発行指定でも可	・車両管理>異動(新規登録) 5. 課税物件異動通知発行と同時に、標識交付証明書が発行できること。	(黒字：必須) 業務手順を踏まえる必要性の高い機能と思われるため、必須と想定している。		B市		①必要な機能を網羅している			②該当なし		
									C市		①必要な機能を網羅している			①あり(右記)	当市では、他市ナンバー廃車の場合、廃車申告受付書はシステムから出力しておらず、手書きの受付書で対応している。		
									D市		⑤その他(右記)	標識交付証明書、標識返納済証明書、廃車申告受付書、譲渡証明書、課税物件異動通知を選択して複数同時に発行できるようにしてほしい。			②該当なし		
									E市								
									F市								
									H市		①必要な機能を網羅している				②該当なし		
									I市		①必要な機能を網羅している				②該当なし		
									J市		①必要な機能を網羅している				②該当なし		
									K市		①必要な機能を網羅している				②該当なし		
4.2.7	各種手続き通知書発行(名義変更・抹消に関するお知らせ、転出者、定置場変更等、放置バイク通知)	No.2_2 No.2_7	■統計・通知>転出・死亡者抽出 75. 基準日時点で車両を保有している所有者、使用者で住記上の転出、死亡者、消除者が抽出できること。 76. 抽出した対象に、異動を促す通知が作成できること。また、通知を作成した対象一覧が作成できること。 77. 書について、形態及び通知文等の指示、状況に応じた通知文選択が可能であること。	8.4.3 通知書発行 ・各種通知書(転出、死亡など)を出力する。 ・登録変更通知書の出力。 ・死亡分、転出分、市役所受付車両分、軽自動車分及び陸運局等分の4種類ごとに決められた様式での通知文書を出力できること。		・転出・死亡者抽出 123. 期間を指定して、その期間内の転出者、死亡者について抽出できること。 124. 抽出した対象に対し変更依頼のがき及び送付一覧が作成できること。また、一覧はデータでも出力できること。	4.2.各種通知発行 6. 期間等の条件で対象者を抽出し、死亡、転出、市内転居等に係る、各種手続き通知書(名義変更・抹消に関するお知らせ、転出者、定置場変更、放置バイク通知等)を発行できること。 なお、市登録分・陸運局分・全件を選択し、抽出/出力が可能であること。	(黒字：必須) 異動情報の捕捉は一般的な業務要件のため、必須機能と想定している。  (緑字：要検討) 対象者抽出に必要な条件について確認を行う。	■確認事項 ①各種手続き通知の送付対象者について、他にどのような抽出条件が想定されるか。	B市	■確認事項 ①当市では、転出者及び死亡者(相続人)に名義変更又は廃車を依頼する通知のみ発送しているため、記載以外の抽出要件は想定されない。	①必要な機能を網羅している			②該当なし		
									C市	■確認事項 ①市登録分/県(軽自協会・陸運局)登録分	①必要な機能を網羅している				②該当なし		
									D市	■確認事項 ①他には特に思いつかない。	①必要な機能を網羅している				②該当なし		
									E市	①転出・死亡者のリストのみでよい	①必要な機能を網羅している				②該当なし		
									F市								
									H市	■確認事項 ①想定されない。	①必要な機能を網羅している				②該当なし		
									I市	特に無し。	②一部記載がない機能がある(右記)	放置バイク通知について、放置場所や連絡先、引取り期限等、任意に設定できる必要がある。			②該当なし		
									J市	■確認事項 ①なし。	①必要な機能を網羅している				②該当なし		
									K市	特になし。	①必要な機能を網羅している				②該当なし		
4.2.8	抽出した対象者について一括または個別に、各種手続き通知書(名義変更・抹消に関するお知らせ、転出者通知、定置場変更通知、放置バイク通知)を発行できること。 【各種手続き通知書】 名義変更・抹消に関するお知らせ 死亡者通知 転出者通知 定置場変更通知 放置バイク通知	No.2_3 No.2_10	■統計・通知>転出・死亡者抽出 75. 基準日時点で車両を保有している所有者、使用者で住記上の転出、死亡者、消除者が抽出できること。 76. 抽出した対象に、異動を促す通知が作成できること。また、通知を作成した対象一覧が作成できること。 77. 書について、形態及び通知文等の指示、状況に応じた通知文選択が可能であること。	8.4.3 通知書発行 ・各種通知書(転出、死亡など)を出力する。 ・登録変更通知書の出力。 ・死亡分、転出分、市役所受付車両分、軽自動車分及び陸運局等分の4種類ごとに決められた様式での通知文書を出力できること。		・転出・死亡者抽出 123. 期間を指定して、その期間内の転出者、死亡者について抽出できること。 124. 抽出した対象に対し変更依頼のがき及び送付一覧が作成できること。また、一覧はデータでも出力できること。	4.2.各種通知発行 6. 期間等の条件で対象者を抽出し、死亡、転出、市内転居等に係る、各種手続き通知書(名義変更・抹消に関するお知らせ、転出者、定置場変更、放置バイク通知等)を発行できること。 なお、市登録分・陸運局分・全件を選択し、抽出/出力が可能であること。	(緑字：要検討) 現在記載しているものは、ある程度基幹システムから出力を行う必要性が高い帳票と考えているが、各種手続き通知書について他に想定される帳票があれば追加検討を行う。	■確認事項 ①定義されている帳票以外に基幹システムからの出力が望ましい通知はあるか。	B市	■確認事項 ①なし	①必要な機能を網羅している			②該当なし		
									C市	■確認事項 ①なし	①必要な機能を網羅している				②該当なし		
									D市	■確認事項 ①納税通知書等が宛所不明で返戻された場合に送付する、送付先確認の通知が発行できると良い。		(1)に同じ。 たたき台に列挙されている通知書を作成し、封入する作業にかなり時間を費やすため、通知書をシステムから出力できるととても良い。		①あり(右記)	当初納付書に同封して「軽自動車税(種別割)のしおり」というリーフレットを毎年送付しており、その中に減免の項目も記載しているが、なかなか目を通してもらえていないのが現状である。そのため、身障者手帳の取得者から「減免が受けられると教えてくれなかった」という問い合わせが稀にある。(件数は少ないものの、対応にかなりの時間を取られる。)もし、減免の関係で手帳の取得状況(障害の等級含む)の情報共有ができるようになるのであれば、減免が受けられる旨を通知しても良いのではないかと考えるが、どうか。		
									E市	①現在放置バイクの連絡通知を作成して所有者に通知している。システム上で通知が出ればよいと思う。	⑤その他(右記)	放置バイク通知は今のシステムにない			②該当なし		
									F市								
									H市	■確認事項 ①網羅されている。	①必要な機能を網羅している				②該当なし		
									I市	特に無し。	①必要な機能を網羅している				②該当なし		
									J市	■確認事項 ①なし。	①必要な機能を網羅している				②該当なし		
									K市	特になし。	①必要な機能を網羅している				②該当なし		

機能名称	仕様書たたき台	業務フローとの対応	選定地方団体・機能要件					標準化候補検討		構成員からの回答								
			B市	C市	D市	E市	H市	I市	要件の考え方・根拠	検討項目（論点案）	団体	(1) 検討項目（論点案）への見解・回答	(2) たたき台で必要機能・項目が網羅されているか 回答※選択式※ 詳細	(3) その他、「たたき台」「考え方・根拠」への意見 回答※選択式※ 詳細				
4.3.1 標識交付証明書発行	標識交付証明書（試乗車含む）を発行できること。	No. 1_5 No. 1_17 No. 1_32	<p>■照会 40. 車両照会画面から容易に標識交付証明書、納税通知書、廃車証明書、廃車申告受付書（強制保険用）、継続検査用納税証明書の帳票が発行できること。</p> <p>■証明書 80. 標識交付証明書を発行できること。また、再発行できること。 86. オンラインで、異動後すぐに証明書の発行ができること。再発行ができること。</p>	<p>8.1.1 新規車両登録 8.1.2 車両変更登録 8.1.5 証明書交付 ・標識交付証明書の出力 ・新規登録に伴う証明書（標識交付証明書、廃車申告受付書）を出力する。</p>	<p>■帳票 57. 標識交付証明書：オンライン操作で対象車両を特定し、随時印刷できること</p>	<p>・車両管理＞異動（新規登録） 7. 原付等の登録の際、一連の流れで標識交付証明書が発行できること。 ・車両管理＞異動（名義変更） 22. 原付等の名義変更の際、一連の流れで廃車申告受付書と標識交付証明書が発行できること。 23. 原付等の名義変更の際に発行する廃車申告受付書について、再登録用部分を出力しないようにもできること。 24. 軽自動車税申告（報告）書兼標識交付申請書が作成できること。 ・車両管理＞異動（標識変更） 30. 原付等の標識変更の際、一連の流れで廃車申告受付書と標識交付証明書が発行できること。 ・車両管理＞異動（車台変更） 37. 原付等の車台変更の際、一連の流れで標識交付証明書、廃車申告受付書（再登録用・自賠責保険用）が発行できること。</p>	<p>4.4. 証明書発行 1. 即時に標識交付証明書の発行ができること。また、再発行も可能であること。 2. 標識番号はアルファベットを使用できること。 3. 試乗車の証明書発行ができること。</p>	<p>（黒字：必須） どの自治体でも共通して発行される証明のため、必須機能と想定している。</p>	<p>要件の考え方・根拠</p>	<p>検討項目（論点案）</p>	B市	<p>①必要な機能を網羅している</p>	<p>①必要な機能を網羅している</p>	<p>臨時ナンバーについては、標識交付証明書ではなく、「臨時運行許可証」の発行ができなければならない。 試乗者はシステム管理していない</p>	<p>②該当なし</p>			
											C市					②該当なし		
											D市					⑤その他（右記）		
											E市					③一部不要な機能がある（右記）		
											F市							
											H市					①必要な機能を網羅している	②該当なし	
											I市					①必要な機能を網羅している	②該当なし	
											J市					①必要な機能を網羅している	②該当なし	
											K市					①必要な機能を網羅している	①あり（右記）	試乗者を入れるかは要検討となる。
											4.3.2 廃車申告受付書発行					廃車申告受付書の発行ができること。	No. 1_7, 24	<p>■照会 40. 車両照会画面から容易に標識交付証明書、納税通知書、廃車証明書、廃車申告受付書（強制保険用）、継続検査用納税証明書の帳票が発行できること。</p> <p>■証明書 81. 廃車申告受付書を発行できること。また、再発行できること。 82. 原動機付自転車廃車済書、原動機付自転車廃車証明書の発行有無および発行日が管理できること。 86. オンラインで、異動後すぐに証明書の発行ができること。再発行ができること。</p>
C市	①あり（右記）																	
D市	①あり（右記）																	
E市																		
F市																		
H市	①必要な機能を網羅している	②該当なし																
I市	①必要な機能を網羅している	②該当なし																
J市	①必要な機能を網羅している	②該当なし																
K市	①必要な機能を網羅している	①あり（右記）	仕様が発行の対象車種を記載する。															

機能名称	仕様書たたき台	業務フローとの対応	選定地方団体・機能要件					標準化候補検討		構成員からの回答						
			B市	C市	D市	E市	H市	I市	要件の考え方・視座	検討項目（論点案）	団体	(1) 検討項目（論点案）への見解・回答	(2) たたき台で必要機能・項目が網羅されているか	(3) その他、「たたき台」「考え方・視座」への意見		
								要件の考え方・視座	検討項目（論点案）	団体	(1) 検討項目（論点案）への見解・回答	回答※選択式※	詳細	回答※選択式※	詳細	
4.3.3	廃車証明書発行	廃車証明書の発行ができること。	■照会 40. 車両照会画面から容易に標識交付証明書、納税通知書、廃車証明書、廃車申告受付書（強制保険用）、継続検査用納税証明書の帳票が発行できること。						(黒字：必須) どの自治体でも共通して発行される証明のため、必須機能と想定している。		B市 C市 D市 E市 F市 H市 I市 J市 K市		①必要な機能を網羅している		②該当なし	
4.3.4	納税証明書発行（車検用）	以下の条件で対象者を抽出し一括または個別に納税証明書の発行ができること。 <u>【出力条件】</u> 一般納付 口座 コンビニ納付 クレジット納付 マルチペイメントネットワーク（ペイジー）納付  ※収納システム側での実現を可とする	■照会 40. 車両照会画面から容易に標識交付証明書、納税通知書、廃車証明書、廃車申告受付書（強制保険用）、継続検査用納税証明書の帳票が発行できること。  ■証明書 83. 継続審査用の納税証明書を発行できること。また、前期以前の納付状況によりエラーメッセージは表示されること。直前に納付した場合、領収日を入力して発行できること。 86. オンラインで、異動後すぐに証明書の発行ができること。再発行ができること。	■帳票 53. オンライン操作で車検用納税証明書が印刷できること ※軽自動車税システム以外からの発行でも可	・減免>減免納税証明書作成 122. 当年度の減免対象車両の納税義務者に対して、納税証明書（継続検査用）が作成できること。	(黒字：必須) 納税証明書は基本的に収納側の範囲となるが、車検用納税証明書に関しては課税側での運用が考えられるため、軽自WTで協議を行う。  (緑字：要検討) 一括出力機能は納税義務者に車検用納税証明書を送付する想定としたものだが、自治体によって収納チャネルの有無・送付有無の差異があると考えられる。オプションとする範囲について検討を行う。	■検討事項 ①車検用納税証明書の一括出力機能について、自治体によって収納チャネルの有無・送付有無の差異があると考えられるが、オプション範囲は以下の想定で問題ないか。 ・コンビニ納付 ・クレジット納付 ・マルチペイメントネットワーク（ペイジー）納付	■検討事項 ①今後はLINE PayやPayPay等による納付も増えると考えられるため、それらにも対応できる必要があると考える。  検討事項 ①問題あり。  ■検討事項 ①現状ほとんどの自治体が当初納税通知書でのコンビニ納付を可としているのではないかと予想する。また、令和5年に全国一斉スタートとされている軽自動車税関連手続きのシステム化において、個人の携帯電話やパソコンからの電子納付にも対応できるように動いているようなので、コンビニ、クレジット、マルチペイメントネットワークでの納付についてもオプションではなく標準機能とすべきだと考える。  ①令和3年度より予定ほかにLINE Pay・PayPayアプリ  ■検討事項 ①コンビニ納付については利用者が多く、一般納付と同様にその場で支払いがされるため、一般納付と同様の区分で取り扱ってよいのではないかと。  コンビニ納付にスマホ決済やモバイルレジが含まれるのであれば、コンビニ納付は必要である。通常のコンビニ納付は領収書が発行されるため、一括作成の必要はない。また、収納チャネルによる条件だけではなく、車検対象車種、滞納有無といった条件も必要。（納税課に確認）  ■検討事項 ①スマートフォン決済も含まれると考える。  当市の納税証明書の一括発行は次のとおりです。 一般納付→不要（納付書と兼ねているため） 口座→必要 クレジット納付→必要 マルチペイメントネットワーク（ペイジー）納付→不要 スマホ納付→不要（個別に発行）	B市 C市 D市 E市 F市 H市 I市 J市 K市	①必要な機能を網羅している  ②一部記載がない機能がある（右記）  ⑤その他（右記）  ①必要な機能を網羅している	・口座振替 ・モバイルレジ ・LINE Pay、PayPay  車検用の納税証明書に関しては、軽自動車税のシステムで発行できると、臨時職員や、業務委託の際にも権限の割り振り容易になり、また、業務自体の簡易化につながると思われる。  (1)に同じ。  「オプションとする範囲」の考え方がわかりませんでした。	①あり（右記）  ②該当なし  ②該当なし  ①あり（右記）  ②該当なし	個別に発行する場合は、納税義務者の氏名、住所、生年月日、車両の標識番号等から抽出できることが必須である。  納付書に納税証明書が付随している場合は出力が不要なため、一般納付についてはオプションでもよいのではないかと考える。			

機能名称	仕様書たたき台	業務フローとの対応	選定地方団体_機能要件					標準化候補検討		構成員からの回答												
			B市	C市	D市	E市	H市	I市	要件の考え方・根拠	検討項目(論点案)	団体	(1) 検討項目(論点案)への見解・回答	(2) たたき台で必要機能・項目が網羅されているか 回答※選択式※詳細	(3) その他、「たたき台」「考え方・根拠」への意見 回答※選択式※詳細								
4.4. 発行管理																						
4.4.1	通知書・証明 書発行リスト 作成	一括作成を行った 通知書及び証明書 について、発行者 リストを作成できる こと。	■課税>当初課税 42. 納税通知書・納付 書、納税通知書(口 座)、郵便振込票、発 送簿の作成ができるこ と。(納組明細は削 除)						4.1. 納税通知発行 1. 一定の出力条件を指 定し、納税通知書(兼 納付書兼継続検査用納 税証明書)(当初、更 正、再発行)を発行で きること。 当初分については、納 税通知書(兼納付書兼 納税証明書)発行リス トとしてデータで一括 出力もできること。	(黒字: 必須) 引き抜き等の作業で 必要と考えられるた め必須と想定してい る。												
4.4.2	通知書再発行	納税通知及び各種 通知の再発行がで きること。	No. 5.2 ■課税>当初課税(返 戻・再発行) 52. 納税通知書・納付 書の再発行ができるこ と。					・車両管理>異動通知 72. 他市の車両を廃車 した際に課税物件異動 通知書が作成できるこ と。再発行もできるこ と。 ・当初賦課>納税通知 書再発行 109. 納税通知書(一 般、口座)の再発行が できること。	4.3. 通知再発行 1. 各通知の再発行がで きること。 (納税通知書再発行時 に、当初・更正区分や 発行日の指定ができる こと。)	(黒字: 必須) どの自治体でも共通 して必要な機能であ るため必須と想定し ている。												
4.4.3	納税通知書再発行 時に、当初・更正 区分や発行日の指 定ができること。 また、過年度分の 再発行ができるこ と。	No. 5.2 ■課税>当初課税 44. 現年度分のみなら ず過年度分の出力も可 能とすること。 ■課税>当初課税(返 戻・再発行) 52. 納税通知書・納付 書の再発行ができるこ と。					・当初賦課>納税通知 書再発行 109. 納税通知書(一 般、口座)の再発行が できること。	4.3. 通知再発行 1. 各通知の再発行がで きること。 (納税通知書再発行時 に、当初・更正区分や 発行日の指定ができる こと。)	(黒字: 必須) どの自治体でも共通 して必要な機能であ るため必須と想定し ている。	■確認事項 ①要件に記載の条件 以外に再発行時で指 定するものはある か。	■確認事項 特になし											
											■確認事項 ①ある。											
											■確認事項■ ①納期限(法定納期限)、指定納期限(コンビニ 等で利用できる期限)、督促手数料に関しては、 発送日や送達日が人によって変わってくる場合が あるため、指定できるようにしてほしい。 例えば、6月15日に督促状を送付したが、送達前 に窓口に当初納通を持参した場合は、督促手数料 を消して再発行したい。 県外住民に督促後の再発行をする場合には、指定 納期限を伸ばし、送達後余裕をもって納付でき るように対応をしている。											
											①特になし											
											■確認事項 ①一般・口座の指定も必要であると考えている。 一般と口座では納税通知書の様式が異なる。 口座支払いを申し込んでいた義務者が一般の納付 書で支払いを申し出てきた事例があったため。											
											特になし。											
											■確認事項 ①納期限が必要と考える。 納税通知書返戻後、納期限を延長して再送付する 場合があるため。											
											特になし。											

機能名称	仕様書たたき台	業務フローとの対応	測定地方団体_機能要件					標準化候補検討		構成員からの回答						
			B市	C市	D市	E市	H市	I市	要件の考え方・視掘	検討項目(論点案)	団体	(1) 検討項目(論点案)への見解・回答	(2) たたき台で必要機能・項目が網羅されているか		(3) その他、「たたき台」「考え方・視掘」への意見	
			回答※選択式※		回答※選択式※		回答※選択式※									
4.4.4	証明書再発行	証明書の再発行ができること。	<b>■証明書</b> 80. 標識交付証明書を発行できること。また、再発行できること。 81. 廃車申告受付書を発行できること。また、再発行できること。 86. オンラインで、異動後すぐに証明書の発行ができること。再発行ができること。	8.4.2 再交付 ・納税義務者からの再交付申請を受け、証明書を出力する。			・車両管理>証明書等の再発行 58. 標識交付証明書、廃車申告受付書(再登録用、自賠責保険用)、納税通知書(随時)の再発行ができること。	4.4. 証明書発行 6. 証明書の再発行ができること。	(黒字：必須)どの自治体でも共通して必要な機能であるため必須と想定している。		B市		①必要な機能を網羅している		②該当なし	
	通知書編集	通知書の項目について、発行時に任意に編集できること。 <b>【対象項目】</b> 氏名 住所 日付 税額(編集不可項目)						(緑字：要検討)証明書の編集に対応して追加を行ったが、当該機能の要件について確認を行う。 ※原則台帳情報の修正を行って発行することが望ましいと考えている。  (橙字：実装不可)当該機能を要件化する場合は、税額部分は任意に変更できないよう定義を行う必要があると想定している。	<b>■検討事項</b> ①通知書の編集機能の可否 ②編集可能な項目として妥当な範囲は要件記載のもので問題ないか。	B市	<b>■検討事項</b> 問題ない	①必要な機能を網羅している		②該当なし		
										C市	<b>■検討事項</b> ①要 ②不足あり	②一部記載がない機能がある(右記)	②転出、死亡者通知等の説明文		②該当なし	
										D市	<b>■検討事項</b> ①日付の修正以外は不要だと考える。 ②氏名、住所の編集は不要。台帳情報を修正するで問題ないと思う。 ・納期限(法定納期限) ・指定納期限(コンビニ等で利用できる期限) ・督促手数料 ・発送日 に関しては修正できる必要があるのではないか。	⑤その他(右記)	(1) ②のとおり。		②該当なし	
										E市	通知書の編集機能は可否はわからない どのように編集されるのかイメージが浮かばない 納税通知書の名前は変えない					
										F市						
										H市	<b>■検討事項</b> ①問題なし。	①必要な機能を網羅している			②該当なし	
										I市	①必要 ②現状当市では他税目と共通利用する宛名のほかに、軽自動車税担当側で設定し管理する「送付先」がある。送付先を設定する機能があり、通知書発行時に送付先が反映されるのであれば、左記の要件で問題ない。反映されない、そもそも送付先を設定する機能が無いのであれば、左記に追加が必要である。	②一部記載がない機能がある(右記)	送付先を設定する機能があり、通知書発行時に送付先が反映されるのであれば、左記の要件で問題ない。反映されない、そもそも送付先を設定する機能が無いのであれば、左記に追加が必要である。		②該当なし	
										J市	<b>■検討事項</b> ①必要と考える。 ②問題ないと考える。	①必要な機能を網羅している			②該当なし	
										K市	問題なし	①必要な機能を網羅している			②該当なし	

機能名称	仕様書たたき台	業務フローとの対応	選定地方団体_機能要件					標準化候補検討		構成員からの回答					
			B市	C市	D市	E市	H市	I市	要件の考え方・視座	検討項目(論点案)	団体	(1) 検討項目(論点案)への見解・回答	(2) たたき台で必要機能・項目が網羅されているか	(3) その他、「たたき台」「考え方・視座」への意見	
												回答※選択式※	詳細	回答※選択式※	詳細
4.4.6	証明書編集	証明書の項目について、発行時に任意に編集できること。 また、アスタリスク表示等の形式で非表示とできること。  【対象項目】 氏名 住所欄 日付 税額(編集不可項目)		8.1.5 証明書交付 ・特定のケースではブック発行機能により証明書の内容を編集する。					(緑字：要検討) 証明書の編集を行う必要がある項目について確認を行う。 ※原則台帳情報の修正を行って発行することが望ましいと考えている。  (橙字：実装不可) 税額部分は任意に変更できないよう定義を行う必要があると想定している。	■検討事項 ①編集可能な項目として妥当な範囲は要件記載のもので問題ないか。	B市 ■検討事項 問題ない  C市 ■検討事項 ①ここでいう証明は何証明を指しているのか。納税証明書も含まれているのであれば、編集可能な項目として他に ・納付済年月日 ・有効期限 ・備考欄 が必須である。	①必要な機能を網羅している  ⑤その他(右記)	左記(1)検討項目(論点案)への見解・回答欄のとおり。	②該当なし  ②該当なし	
										D市 ■検討事項 ①証明書に関しては、現住所と車検証の住所が異なる場合、車検証の住所に揃える必要があり、氏名も車検証登録時のものに直す必要があるため、編集できる必要があると考える。 また、賦課期日以降に新規登録を行った車両については、課税が発生していない旨を、現状では納付日の欄を斜線で消すことに対応しているが、課税が発生していない旨の車検用の納税証明が発行できると尚良いと思われる。	⑤その他(右記)	(1)のとおり。	②該当なし		
										E市 ①必要と考えている ②問題なし	①必要な機能を網羅している		②該当なし		
										F市					
										H市 ■検討事項 ①問題なし。	①必要な機能を網羅している		②該当なし		
										I市 左記に追加で、車名、車台番号、排気量、型式認定番号、定置場が編集可能であることが望ましい。	②一部記載がない機能がある(右記)	左記に追加で、車名、車台番号、排気量、型式認定番号、定置場が編集可能である必要がある。	②該当なし		
										J市 ■検討事項 ①問題ないと考える。	①必要な機能を網羅している		②該当なし		
										K市 備考欄の記載が必要な場合があり、システムで対応できたほうが良いが、手書き対応でも通常支障はありません。	①必要な機能を網羅している		①あり(右記)		
4.4.7	証明書発行制御	以下の条件により、各種証明書発行時に発行禁止・警告メッセージ表示の設定ができること。  【制御条件】 車種 未納者 DV支援措置対象者 機微情報対象者	■証明書 83. 継続審査用の納税証明書発行できること。また、前期以前の納付状況によりエラーメッセージは表示されること。直前に納付した場合、領収日を入力して発行できること。 85. 車種毎に納税証明書、廃車証明書、標識交付証明書の発行可否を画面から容易に設定できること。	・照会・発行>証明書 78. 「納税証明書(継続検査用)」を発行する際には、過去の納付状況をチェックして未納状態を警告できること。納付状況のチェックは、パラメータにより過去何年度まで遡るか指定できること。 80. 車種ごとの納税証明書の発行可否を事前に設定でき、軽二輪車については、トレーラーは発行し、125~250ccの二輪車については発行しないので、これらの区分もできること。		4.4. 証明書発行 7. 証明発行禁止・禁止解除の設定ができること。また、その事由を登録できること。証明発行時に一定の条件により、警告メッセージを表示できること。	(黒字：必須) 本来発行してはいけない対象者に証明書の発行されることを防ぐうえで重要性が高い機能のため、必須と想定している。  (緑字：要検討) 自治体ごとに発行禁止または警告の対象が異なると考えられるため、制御条件の整理を行う。	■検討事項 ①制御条件として要件記載以外に必要となるものが想定されるか。	B市 ■検討事項 特になし	①必要な機能を網羅している		②該当なし			
										C市 ■検討事項 ①想定される。	②一部記載がない機能がある(右記)	・二重宛番統一 ・納税義務者変更	①あり(右記)	機微情報対象者とは、具体的にどのような対象者であるか。	
										D市 ■検討事項 ①特に思いつかない。	⑤その他(右記)	未納者に関しては、金融機関等からの情報が回って来ないだけで、システム上は未納だが、実際は支払い済みの場合もあり、その場合は領収書があれば証明書を発行できるという認識なので、納付額と納付日を修正した場合発行できるようにする必要がある。	②該当なし		
										E市 ①想定されない	①必要な機能を網羅している		②該当なし		
										F市		検討事項への見解に記載のとおり			
										H市 ■検討事項 ①機微情報対象者であるが、機微情報はどのような情報を想定しているかによる。DV支援以外の要件で本人申出による証明発行停止を想定している。想定のとおりであれば不足はないと考えている。	⑤その他(右記)		②該当なし		
										I市 未納者について警告メッセージが出る場合、可能な限り収納側の情報と時差が生じないことが望ましい。	①必要な機能を網羅している		②該当なし		
										J市 ■検討事項 ①なし。	①必要な機能を網羅している		②該当なし		
										K市 特になし。	⑤その他(右記)		①あり(右記)	「機微情報対象者」について教えてください。	

機能名称	仕様書たたき台	業務フローとの対応	選定地方団体・機能要件					標準化候補検討		構成員からの回答								
			B市	C市	D市	E市	H市	I市	要件の考え方・視点	検討項目（論点案）	団体	(1) 検討項目（論点案）への見解・回答			(2) たたき台で必要機能・項目が網羅されているか		(3) その他、「たたき台」「考え方・視点」への意見	
												回答※選択式※	詳細	回答※選択式※	詳細	回答※選択式※	詳細	
4.4.8	発行履歴管理 各通知書および証明書の発行履歴を管理できること。 【履歴情報の項目】 発行対象者情報 発行日 部数 発行者 通知または証明内容			・異動処理＞更正＞履歴管理 56. 発行履歴管理として、発行帳票名、対象者、部数、発行者などのデータは発行時に自動的に保存ができること。		・車両管理＞異動通知 73. 課税物件異動通知書を発行したものの履歴が確認できること。または、一覧がデータで出力できること。 ・当初課税＞納税通知書再発行 109. 納税通知書の再発行の履歴が分かること。		(黒字：必須) 発行履歴の管理は業務の検証を行う上で必要なため、必須と想定している。 (緑字：要検討) 定義にある項目以外に必要な情報はないか確認を行う。	■確認事項 ①要件に記載のもの以外に履歴情報として保持すべきものは想定されるか。	B市 ■確認事項 特になし C市 ■確認事項 ①想定される。 D市 ■確認事項 ①発行履歴と合わせて、発行した通知書等を送付した場合に、発送日と、通知の送達・未送達も管理できると良い。 E市 ①特になし F市 ■確認事項 ①想定されない I市 備考やメモ程度でも構わないが、発行理由が管理できると良い。 J市 ■確認事項 ①なし。 K市 特になし。	①必要な機能を網羅している ②一部記載がない機能がある(右記)	①必要な機能を網羅している ②一部記載がない機能がある(右記)	①必要な機能を網羅している ②一部記載がない機能がある(右記)	①必要な機能を網羅している ②一部記載がない機能がある(右記)	①必要な機能を網羅している ②一部記載がない機能がある(右記)	①必要な機能を網羅している ②一部記載がない機能がある(右記)	①あり(右記)	

5. 返戻・公示

5.1. 返戻・公示処理																			
機能名称	仕様書たたき台	業務フローとの対応	選定地方団体・機能要件					標準化候補検討		構成員からの回答									
			B市	C市	D市	E市	H市	I市	要件の考え方・視点	検討項目（論点案）	団体	(1) 検討項目（論点案）への見解・回答			(2) たたき台で必要機能・項目が網羅されているか		(3) その他、「たたき台」「考え方・視点」への意見		
												回答※選択式※	詳細	回答※選択式※	詳細	回答※選択式※	詳細		
5.1.1	返戻者情報管理 通知書等の返戻者情報の管理(登録、修正、削除)ができること。返戻者情報の一括登録もできること。 【管理対象項目】 調査記録(調査結果) 調査員 決裁日	No. 9_1		その他(納税通知書返戻管理) ・調査記録の登録・修正機能 ・納税通知書返戻後の調査記録や調査員名などを入力できる。		・当初課税＞返戻分の管理 110. 返戻分について年度別に管理し課税台帳画面から確認あるいは遷移機能があること。	5.1. 返戻・公示 1. 通知書等の返戻者情報(調査状況・結果、決裁日等)の管理(登録、修正、削除)ができること。 返戻者情報の一括登録もできること。	(黒字：必須) 基本的にはどの自治体でも共通して実施している業務のため、必須機能と想定している。 (緑字：要検討) 管理対象項目について不足はないか確認を行う	■確認事項 ①管理を行う返戻者情報として要件に記載の項目で過不足ないか。	B市 ■確認事項 納通の返戻日及び再発送日情報を追加したいと考えている。 C市 ■確認事項 ①不足あり。 D市 ■確認事項 ①調査記録は、調査日、調査方法(電話での聞き取り、現地調査など)、調査内容を日記形式で記入でき、過去分も合わせて個人に紐づけし、他税目の調査分も見られるようにしてもらいたい。 E市 ①要件の記載の項目でいいです F市 ■確認事項 ①項目に不足はないが、決裁日とはどのような日付を指すのか。 H市 ■確認事項 ①項目に不足はないが、決裁日とはどのような日付を指すのか。 I市 返戻調査についての一連の処理について、日時と担当者名の履歴が管理できれば問題ない。一連の処理とは、住民票請求や実地調査後の住所変更、納期限変更、納税通知書の再発行、発送処理である。左記項目の「調査記録」に、上記のことが含まれていれば問題ない。 J市 ■確認事項 ①返戻日が必要になると考える。 K市 決裁については、自治体によって不要の場合もあると思われます。	②一部記載がない機能がある(右記) ②一部記載がない機能がある(右記) ⑤その他(右記)	①必要な機能を網羅している ②一部記載がない機能がある(右記)	①必要な機能を網羅している ②一部記載がない機能がある(右記)	①必要な機能を網羅している ②一部記載がない機能がある(右記)	①必要な機能を網羅している ②一部記載がない機能がある(右記)	①必要な機能を網羅している ②一部記載がない機能がある(右記)	①必要な機能を網羅している ②一部記載がない機能がある(右記)	①あり(右記) ②該当なし ②該当なし ②該当なし ②該当なし ②該当なし ①あり(右記) ②該当なし	決裁日とは何の決裁日か。 (1)に同じ。 決裁日とはどのような日付を指すのか。 左記に追加で、返戻となってから住民票請求や実地調査等の調査を行い、住所を変更し再発行し発送する。返戻調査についての一連の各処理について、日時と担当者名の履歴が必要である。 (1)に同じ 決裁日とは何の日を示すのか不明。
5.1.2	返戻処理 調査結果に基づき、一括または個別で以下の返戻処理ができること。 【返戻処理】 公示送達日登録 指定納期設定(納期変更) 課税保留 送付先変更	No. 9_3 No. 9_5	■課税＞当初課税(返戻・再発行) 51. 返戻分の納期変更ができること。	その他(納税通知書返戻管理) ・公示日の登録機能 ・公示日登録ができる。 ・納期延長がかけられること。		■課税 70. 公示送達する対象に、一括で公示送達日を指定できること ※他のシステムからの出力でも可 71. 公示送達日に連動し、自動で対象の納期限が変更されること ※他のシステムからの出力でも可	5.1. 返戻・公示 2. 調査結果に基づき、各種返戻処理(公示送達、指定納期設定、課税保留、送付先変更等)ができること。	(黒字：必須) 基本的にはどの自治体でも共通して実施している業務のため、必須機能と想定している。 (緑字：要検討) 返戻処理の種類について、要件記載以外に想定されるものがあるか確認を行う	■確認事項 ①返戻処理のパターンについて、記載のものが過不足ないか。	B市 ■確認事項 再送用納通の一括出力機能があると良いと考える。 C市 ■確認事項 ①過不足なし。 D市 ■確認事項 ①課税保留については、法令根拠が無いため、標準仕様とすべきではないか考える。滞納とするか、職権で廃車にするしかないのだろうか。 E市 ①要件の記載の項目でいいです F市 ■確認事項 過不足ない。 H市 左記に追加で、「照会中」「住所変更済み」「完了」といった、調査段階を管理できる必要がある。 I市 ■確認事項 ①過不足ないと考える。 J市 ■確認事項 ①過不足ないと考える。 K市 特になし。	①必要な機能を網羅している ②一部記載がない機能がある(右記)	①必要な機能を網羅している ②一部記載がない機能がある(右記)	①必要な機能を網羅している ②一部記載がない機能がある(右記)	①必要な機能を網羅している ②一部記載がない機能がある(右記)	①必要な機能を網羅している ②一部記載がない機能がある(右記)	①必要な機能を網羅している ②一部記載がない機能がある(右記)	①必要な機能を網羅している ②一部記載がない機能がある(右記)	①あり(右記) ②該当なし ②該当なし ②該当なし ②該当なし ②該当なし ②該当なし ①あり(右記)	

機能名称	仕様書たたき台	乗務フローとの対応	選定地方団体・機能要件					標準化候補検討		構成員からの回答							
			B市	C市	D市	E市	H市	I市	要件の考え方・根拠	検討項目（論点案）	団体	(1) 検討項目（論点案）への見解・回答	(2) たたき台で必要機能・項目が網羅されているか	(3) その他、「たたき台」「考え方・根拠」への意見			
			B市		C市		D市		E市		H市		I市		要件の考え方・根拠	検討項目（論点案）	団体
5.1.3	公示送達対象者抽出	返戻処理の種類別に対象者を抽出し、リストを出力できること。	No.9_6		その他（納税通知書返戻管理） ・公示対象者一覧データが出力できること。		■帳票 69. 告示文書と公示送達対象者の一覧が印刷できること ※他のシステムからの出力でも可		5.1. 返戻・公示 3. 公示送達対象者の一覧をリスト等で抽出できること。	(緑字：要検討) リスト作成を行う対象は、自治体要件では公示送達のみであるが、その他の対象者については定義不要かどうか確認を行う。	■確認事項 ①5.1.2.の返戻処理を行った対象者のうちリスト作成を行うのは公示送達を行う対象者のみで問題ないか。	B市 C市 D市 E市 F市 H市 I市 J市 K市	■確認事項 公示送達対象だけでなく、納通の再送対象者もリスト出力できたほうが良いと考える。 確認事項 ①問題なし。 ■確認事項■ ①問題ないと思う。 ①問題なし ■確認情報 ①問題ない。 公示送達の対象者だけではなく、納期変更した場合、対象者の名前、住所、車両番号、変更前納期限と変更後納期限、の記載のある「納期変更者リスト」を出力できる必要がある。 ■確認事項 ①問題ないと考える。 問題なし。	②一部記載がない機能がある(右記) ①必要な機能を網羅している ①必要な機能を網羅している ①必要な機能を網羅している ①必要な機能を網羅している ②一部記載がない機能がある(右記) ①必要な機能を網羅している ①必要な機能を網羅している	(1) 検討項目（論点案）への見解・回答に記載のとおり 納期変更した場合、対象者の名前、住所、車両番号、変更前納期限と変更後納期限、の記載のある「納期変更者リスト」を出力できる必要がある。	②該当なし ②該当なし ②該当なし ②該当なし ②該当なし ②該当なし ②該当なし ②該当なし ①あり(右記)	
5.1.4	公示送達処理	公示送達日に連動し、自動で対象者の納期限が変更されること。				■帳票 70. 公示送達する対象に、一括で公示送達日を指定できること ※他のシステムからの出力でも可 71. 公示送達日に連動し、自動で対象の納期限が変更されること ※他のシステムからの出力でも可	・当初賦課>公示送達の管理 111. 公示送達について年度別に管理し課税台帳画面から確認あるいは遷移機能があること。	5.1. 返戻・公示 4. 調査の結果、宛先不明のものについて公示送達の処理ができること。 公示送達の調査経過を管理（登録、修正、削除）できること。 5. 公示送達文書を作成できること。	(黒字：必須) 公示の際の処理として必要な機能と想定している。		B市 C市 D市 E市 F市 H市 I市 J市 K市	①必要な機能を網羅している ①必要な機能を網羅している ①必要な機能を網羅している ①必要な機能を網羅している ①必要な機能を網羅している ①必要な機能を網羅している ①必要な機能を網羅している ①必要な機能を網羅している	②該当なし ②該当なし ②該当なし ②該当なし ②該当なし ②該当なし ②該当なし ②該当なし ①あり(右記)	納期限の設定ルール統一が難しい場合は、手入力でも対応可。			
5.1.5	公示送達対象者の調査経過を管理（登録、修正、削除）できること。					・当初賦課>公示送達の管理 111. 公示送達について年度別に管理し課税台帳画面から確認あるいは遷移機能があること。	5.1. 返戻・公示 4. 調査の結果、宛先不明のものについて公示送達の処理ができること。 公示送達の調査経過を管理（登録、修正、削除）できること。 5. 公示送達文書を作成できること。	(緑字：要検討) 自治体要求となっているケースが少ないが、公示対象者の調査経過管理は一般的な業務要件として必須機能に位置づけないか検討を行う。	■確認事項 ①公示対象者の調査経過管理を一般的な業務要件とみなして必須機能に位置づけることに問題ないか。 ①公示対象者の調査経過と返戻者の調査記録は同一のものという認識であるが、どうか。その場合、返戻者の調査記録で公示対象者の調査経過管理が可能であると思う。	B市 C市 D市 E市 F市 H市 I市 J市 K市	■確認事項 問題ない 確認事項 ①問題なし。 ■確認事項■ ①公示対象者の調査経過と返戻者の調査記録は同一のものという認識であるが、どうか。その場合、返戻者の調査記録で公示対象者の調査経過管理が可能であると思う。 ①問題なし ■確認事項 ①問題ない。 問題ない。 ■確認事項 ①問題ないと考える。 問題なし。	①必要な機能を網羅している ①必要な機能を網羅している ④たたき台の機能は不要(右記) ①必要な機能を網羅している ①必要な機能を網羅している ①必要な機能を網羅している ①必要な機能を網羅している	5.1.1と同様のものであると認識している。	②該当なし ②該当なし ②該当なし ②該当なし ②該当なし ②該当なし ②該当なし ②該当なし			

機能名称	仕様書たたき台	参照フローとの対応	選定地方団体_機能要件					標準化候補検討		構成員からの回答						
			B市	C市	D市	E市	H市	I市	要件の考え方・根拠	検討項目(論点案)	団体	(1) 検討項目(論点案)への見解・回答	(2) たたき台で必要機能・項目が網羅されているか		(3) その他、「たたき台」「考え方・根拠」への意見	
													回答※選択式※	詳細		回答※選択式※
5.1.6	公示送達文書を一括で作成できること。	No.9_6							5.1. 返戻・公示 4. 調査の結果、宛先不明のものについて公示送達の処理ができること。 公示送達の調査経過を管理(登録、修正、削除)できること。 5. 公示送達文書を作成できること。	(青字: オプション) 基幹システムから出力している自治体は限定されると考えられるため、オプションと想定している。	B市 C市 D市 E市 F市 H市 I市 J市 K市		①必要な機能を網羅している	有れば利用すると思うが、オプションとして追加するほどではないという認識。オプションとするならば不要ではないかと思う。	②該当なし	
													①必要な機能を網羅している		②該当なし	
													①必要な機能を網羅している	機能要件に記載しているが、現状当市では、公示送達文書という名称の帳票は扱っていない。そのかわりに、公示送達者全員の名前、通知書番号、住所の記載のある公示送達者一覧表を出力できる必要がある。	②該当なし	
													①必要な機能を網羅している		②該当なし	
													①必要な機能を網羅している		②該当なし	
													①必要な機能を網羅している		②該当なし	
6. 照会																
6.1. 物件照会																
6.1.1	物件照会への回答(回答書作成)	No.6_2		8.5.1 物件照会 ・他市町村からの照会を受け、回答文書に必要な情報を出力する。	・オンライン処理>共通>検索 3. 「車台番号」で検索できること。曖昧検索にも対応でき、盗難車照会など警察からの問合せにも協力できること。		・照会・管理>他市照会 9. 他市町村からの廃車申告の受付の照会、放置等の照会を受けた車両を抽出するためのフラグ機能等があること。	6.1. 物件照会への回答 1. 他自治体、警察(公安委員会)等からの物件照会に対して、必要な情報を出力した回答書が作成できること。 2. 回答書は、他自治体、警察(公安委員会)等からの照会番号の順番に作成できること。 3. 他自治体、警察署等への回答については照会のあったものみに回答できるよう表示項目を選択できること(空欄出力も可)。	(黒字: 必須) 物件照会を受けた場合は、どの自治体でも回答書作成を行うため、必須機能と想定している。	B市 C市 D市 E市 F市 H市 I市 J市 K市		①必要な機能を網羅している		②該当なし		
													①必要な機能を網羅している		②該当なし	
													①必要な機能を網羅している		②該当なし	
													①必要な機能を網羅している		②該当なし	
													①必要な機能を網羅している		②該当なし	
													①必要な機能を網羅している		②該当なし	
													①必要な機能を網羅している		②該当なし	
6.1.2	他自治体、警察等への回答については照会のあったものみに回答できるよう表示項目を選択できること(空欄出力も可)。	No.6_2						6.1. 物件照会への回答 3. 他自治体、警察署等への回答については照会のあったものみに回答できるよう表示項目を選択できること(空欄出力も可)。	(黒字: 必須) 実施自治体が少ないと見受けられるが、本来的には照会項目以外の情報を回答することを望ましくないと考えられるため、実装必須と想定している。	■検討事項 ①実際当該要件の事務を行っている自治体は多くないと想定しているが、機能として実装されても利用される見込みがあるか。	B市 C市 D市 E市 F市 H市 I市 J市 K市	現状では、電話の折り返しでの回答や任意様式での回答をしているが、回答書作成機能があれば利用したいと考える。照会項目以外の情報を回答することは望ましくないので、本機能は必要と考える。	①必要な機能を網羅している		②該当なし	
													①必要な機能を網羅している		②該当なし	
													⑤その他(右記)	(1)に同じ。	②該当なし	
													⑤その他(右記)	すべて機能はない	②該当なし	
													①必要な機能を網羅している		②該当なし	
													①必要な機能を網羅している		②該当なし	
													①必要な機能を網羅している		②該当なし	
													①必要な機能を網羅している		②該当なし	
													①必要な機能を網羅している		②該当なし	
													①必要な機能を網羅している		②該当なし	
													①必要な機能を網羅している		②該当なし	
													①必要な機能を網羅している		②該当なし	

機能名称	仕様書たたき台	業務フローとの対応	測定地方団体_機能要件					標準化候補検討		構成員からの回答						
			B市	C市	D市	E市	H市	I市	要件の考え方・補機	検討項目(論点案)	団体	(1) 検討項目(論点案)への見解・回答	(2) たたき台で必要機能・項目が網羅されているか 回答※選択式※	(3) その他、「たたき台」「考え方・補機」への意見	※	
6.1.3	物件照会(調査票作成)	陸運支局、軽自動車検査協会、他自治体に対して、物件調査票の作成が行えること。	No. 6_4		8.3.1 更正申告受付登録 8.3.3 税額変更・登録機関の回答書の出力				6.2. 物件照会 1. 陸運支局、軽自動車検査協会、他自治体等に対して、必要な情報を出力した物件調査票の作成が行えること。	(黒字：必須) 物件照会の調査票は、どの自治体でも作成を行うため、必須機能と想定している。ただし、基幹システムから出力せずに個別作成を行う自治体も多いと認識しているため、要件化の要否については認識を確認したい。	■確認事項 ①物件調査票をシステム出力することについて、業務改善効果が期待できるか。	B市 現状では任意様式で対応しているため、必須ではないと考える。システムに未反映の新規登録車両の照会が大部分を占めるため、システム出力では対応が難しいと考える。	①必要な機能を網羅している		②該当なし	
										C市 確認事項 ①期待できる。	①必要な機能を網羅している			②該当なし		
											D市 ■確認事項■ ①調査票はシステムではなく、個別に作成するようになっているが、そもそも調査票を使用せず電話にてやりとりすることが多い。例えば他市町村のナンバープレートの廃車時など。当市においては、業務改善効果は期待できない。	④たたき台の機能は不要(右記)	(1)に同じ。 あまり必要な機能だとは思えない。		②該当なし	
											E市 ①期待できると思われる					
											F市					
											H市 ■確認事項 ①現状利用している様式があるため、別途システム出力をする手間を考えると、それほど大きな効果は見込めないと考えている。	④たたき台の機能は不要(右記)	検討項目への見解に記載のとおり。		②該当なし	
											I市 車両管理画面から調査対象車両を選択でき、納税義務者氏名、住所、標識番号、車台番号が自動で入力され、調査事由がプルダウンで選択できるのであれば業務改善効果が期待できる。	①必要な機能を網羅している			②該当なし	
											J市 ■確認事項 ①照会件数が多い自治体では効果が期待できるかもしれない。	①必要な機能を網羅している			①あり(右記)	当市では個別作成しているが、照会件数が少ないため、効果はあまり変わらないと思われる。
								K市 システム化されなくても対応可能だが、共通の事務についてはシステム化しておいたほうが良いと思われる。	①必要な機能を網羅している			②該当なし				
6.2. 収納状況照会	収納状況照会	収納状況を確認できること。							・照会・管理>収納情報 89. 課税台帳画面から最低過去7年度分の収納情報(収納額、延滞金、納付日等)の確認あるいは遷移機能があること。 90. 照会時点での、未納分に対する延滞金を確認できること。	1.1. 車両情報管理 20. 収納状況を確認できること(廃車登録、照会等の際)。	(黒字：必須) 一般的な業務要件と想定されるため必須と想定している。	B市 ①必要な機能を網羅している		②該当なし		
											C市 ②一部記載がない機能がある(右記)	過年度についても収納状況を確認できる。		②該当なし		
											D市 ①必要な機能を網羅している			②該当なし		
											E市					
											F市					
											H市 ①必要な機能を網羅している			②該当なし		
											I市 ①必要な機能を網羅している			②該当なし		
											J市 ①必要な機能を網羅している			②該当なし		
							K市 ①必要な機能を網羅している			②該当なし						
7. 調定・統計	7.1. 調定処理	当初賦課処理及び更正処理に係る調定処理を一括で行うことができること。	No. 3_4 No. 3_17						7.1. 調定処理 1. 当初賦課処理及び更正処理に係る調定処理を一括で行うことができること。	(黒字：必須) どの自治体でも調定処理を実施するため必須機能と想定している。	B市 ①必要な機能を網羅している		②該当なし			
											C市 ①必要な機能を網羅している			②該当なし		
											D市 ①必要な機能を網羅している			②該当なし		
											E市					
											F市					
											H市 ①必要な機能を網羅している			②該当なし		
											I市 ①必要な機能を網羅している			②該当なし		
											J市 ①必要な機能を網羅している			②該当なし		
							K市 ①必要な機能を網羅している			②該当なし						

機能名称	仕様書たたき台	業務フローとの対応	測定地方団体機能要件					標準化候補検討		構成員からの回答								
			B市	C市	D市	E市	H市	I市	要件の考え方・視座	検討項目(論点案)	団体	(1) 検討項目(論点案)への見解・回答	(2) たたき台で必要機能・項目が網羅されているか 回答※選択式※	(3) その他、「たたき台」「考え方・視座」への意見				
			詳細		詳細		詳細		詳細		詳細		詳細					
7.1.2 調定表作成	年度または対象月を指定して以下の調定資料を作成できること。 【調定資料】 調定表 調定増減表	No.3_5 No.3_18	■統計・通知>調定 71.基準日時点の調定額、課税台数、減免台数、減免未申告台数、非課税台数、課税保留台数を集計し調定表を車種毎に作成できること。	8.2.3 調定表作成 ・賦課処理結果をもとに、調定表を出力する。	・バッチ処理>当初課税処理>調定表作成 104.指定された年度の調定表を作成すること。			7.1.調定処理 2.調定表(現年度分、過年度分)を作成できること。	(緑字：要検討) 調定表の作成条件として、一般的なものが網羅できるように機能要件の定義を行う。	■検討事項 ①基本的な調定資料としては左記のもの過不足ないか。	B市	①必要な機能を網羅している	対象年月日を指定できる。また、抽出年度を ・現年分(調定:現年/賦課:現年) ・過年分(調定:現年/賦課:過年) ・年度指定(調定年度:○○年度/賦課年度:●●年度)で指定できる。	②該当なし				
				8.3.5 調定表作成 ・更正結果をもとに、調定表を出力する。	・バッチ処理>随時処理>調定表(増減項目有)作成 122.指定された年度で調定表を作成すること。(増減項目有) 124.月単位の調定内容、車両台数に関する資料を出力できること。						■検討事項 ①問題ないと思う。	C市	②一部記載がない機能がある(右記)		②該当なし			
													D市	⑤その他(右記)	調定増減表について、当市で「調定表(補足表)」として出力されている、各車種・税額別にそれぞれ課税・非課税・軽課対象・減免の台数を表にして示すものに近いものと認識しているが、間違いはないか。それとも、日付を指定して、その日付間での増減を示すものか。現状、抽出時点現在の調定表及び調定表(補足表)しか出力できず、例えば当初課税時点や、7月1日など、その日に抽出し損ねたら二度と出力できない状況である。かなり不便を感じるので、過去分に遡って、指定日時点での調定表及び調定増減表を出力できるようにしてもらいたい。	①あり(右記)	調定表について、各自治体で出力されている内容に差異が無いか確認する必要があるのではと考えるが、どうか。	
													E市	①必要な機能を網羅している				
													F市					
													H市	①必要な機能を網羅している			②該当なし	
													I市	②一部記載がない機能がある(右記)	「年度」について、現年度、過年度、歳出還付、滞納繰越それぞれの調定表が出力可能であれば過不足ない。	「年度」について、現年度、過年度、歳出還付、滞納繰越それぞれの調定表が、月に一度、または任意のタイミングで出力可能である必要がある。	②該当なし	
													J市	①必要な機能を網羅している			②該当なし	
													K市	①必要な機能を網羅している			②該当なし	
			7.1.3 種類別、月別に以下の集計表を作成できること。 【集計対象】 車両台数 納税義務者数 調定額			■統計・通知>調定 71.基準日時点の調定額、課税台数、減免台数、減免未申告台数、非課税台数、課税保留台数を集計し調定表を車種毎に作成できること。		・バッチ処理>随時処理>調定表(増減項目有)作成 123.車種別の調定表が作成できること。また、CSVデータとして出力できること。 124.月単位の調定内容、車両台数に関する資料を出力できること。			(緑字：要検討) 集計表の作成条件として、一般的なものが網羅できるように機能要件の定義を行う。	■検討事項 ①調定資料でどのようなものを用意するかは自治体間で差異があると考えられるため、ある程度共通して必要になる集計表として左記のものが妥当であるか。	B市	①必要な機能を網羅している			②該当なし	
												C市	①必要な機能を網羅している			②該当なし		
													D市	⑤その他(右記)	現状、抽出時点現在の調定表及び調定表(補足表)しか出力できず、例えば当初課税時点や、7月1日など、その日に抽出し損ねたら二度と出力できない状況である。かなり不便を感じるので、過去分に遡って、指定日時点での集計表を出力できるようにしてもらいたい。当市では車両台数のみ集計し、納税義務者数を現状集計していない。集計項目について、選択できる、もしくは車両台数の表と納税義務者の表で別に出力できると良いのではないかと考える。	①あり(右記)	7.1.2の調定増減表と、集計表がどのようなものか揃めておらず、違いがよくわからないため、教えていただきたい。	
												E市	③一部不要な機能がある(右記)	納税義務者数(人数)は管理していない		②該当なし		
													F市					
													H市	①必要な機能を網羅している			②該当なし	
													I市	⑤その他(右記)	車両台数は車種ごと、課税区分ごとに出るという認識で相違ないか。また、非課税、課税保留についても、車種ごとや税額ごとの台数を出力する必要がある。		②該当なし	
													J市	①必要な機能を網羅している			②該当なし	
													K市	①必要な機能を網羅している			②該当なし	

機能名称	仕様書たたき台	業務フローとの対応	選定地方団体_機能要件					標準化候補検討		構成員からの回答						
			B市	C市	D市	E市	H市	I市	要件の考え方・根拠	検討項目(論点案)	団体	(1) 検討項目(論点案)への見解・回答	(2) たたき台で必要機能・項目が網羅されているか 回答※選択式※ 詳細	(3) その他、「たたき台」「考え方・根拠」への意見 回答※選択式※ 詳細		
7.2 統計	課税状況調	課税状況調(第1表、第33表)を作成できること。	No. 7_1 No. 7_2	■統計・通知>課税状況調 72. 課税状況調べ					(黒字: 必須) 国への報告のため自治体でも必要な機能と考えている。		B市 C市 D市 E市 F市 H市 I市 J市 K市	①必要な機能を網羅している		②該当なし		
7.2.1																
7.2.2	都道府県報告資料	都道府県への報告書類を作成できること。 (交付税資料等)		8.6.1 統計情報作成報告 ・都道府県に報告するための、各種統計(集計)情報に必要な情報を出力する。				※都道府県への照会結果を踏まえてたたき台の更新を行うため、こちらは保留とする。	※都道府県への照会結果受領後に更新	B市 C市 D市 E市 F市 H市 I市 J市 K市	特になし	①必要な機能を網羅している		②該当なし		
7.2.3	EUC	EUC機能(汎用のデータ抽出機能)を有していること。 ・任意の抽出条件を指定し、条件に該当するデータを抽出できること。 ・テーブル結合によるデータ抽出もできること。 ・抽出結果は、CSVなど加工可能なデータ形式で出力できること。 ・任意の抽出条件を保存することができ、保存した条件でデータ抽出ができること。	No. 7_4	■統計・通知>EUC 79. EUC機能を有すること。 こちらが指定した時点のデータ(年度単位でもよい)で、あらゆる項目、あらゆる条件で抽出できること。 ・バッチ処理>統計処理>課税状況調作成/種類別台数表作成 112. 指定された課税年度を対象に、車両区分、車種、課税区分ごとに分けて作表すること。 121. 指定された年度の登録車両を抽出し、車種別台数表を作成すること。	・EUC>データ抽出>抽出条件設定 93. 任意の抽出条件を指定し、条件に該当するデータを抽出し、画面表示できること。 ・バッチ処理>統計処理>課税状況調作成/種類別台数表作成 112. 指定された課税年度を対象に、車両区分、車種、課税区分ごとに分けて作表すること。 121. 指定された年度の登録車両を抽出し、車種別台数表を作成すること。	7.2 統計 1. EUC機能(汎用のデータ抽出機能)を有していること。	(黒字: 必須) 庁内報告・分析用の各種集計や任意の一覧を作成するなど柔軟な業務対応を行うための基礎データの抽出機能は必須と考えている。		B市 C市 D市 E市 F市 H市 I市 J市 K市	①必要な機能を網羅している	①必要な機能を網羅している	抽出条件について、以下のものを設定できる必要があると考える。 ・賦課年度 ・状態区分(全件・廃車のみ・廃車を含まないが選択できる) ・車種 ・課税区分(課税・非課税・特例・減免) ・課税区分に応じた詳細区分(特例ならば、25%・50%・75%で選択できる、減免ならば、減免区分を選択できる、など) ・取得日の範囲を指定できる ・廃車日の範囲を指定できる ・異動日の範囲を指定できる ・届出日の範囲を指定できる ・車両を指定して抽出できる(複数台可能だと尚良い) ・納税義務者を指定して抽出できる(複数人可能だと尚良い) ・車台番号を指定して抽出できる(曖昧検索が可能であると良い)	⑤その他(右記)	①あり(右記)	現状の出力形式は「エクセル」「CSV」「XML」「変換しない」から選べるようになっており、「CSV」の場合は文字コード(SJIS、UTF-8、UTF-16の中から選べる)(UTF-8の場合のみBOMを付けるか選択できる)が選べるようになってきている。実際には、データの加工はエクセルしか利用できないため、「エクセル」か「CSVのUTF-8でBOMを付ける」しか利用していない。今後、利用アプリが変わる可能性も踏まえて、他自治体で必要と思われるデータ形式の全てに対応できる必要があると考える。	
												①必要な機能を網羅している		②該当なし		
												②一部記載がない機能がある(右記)	抽出条件をテンプレートとして保存、管理できること 汎用的な抽出条件があらかじめテンプレートとして保存されていること。		②該当なし	
												①必要な機能を網羅している		②該当なし		
												①必要な機能を網羅している		②該当なし		

機能名称	仕様書たたき台	乗務フローとの対応	選定地方団体・機能要件					標準化候補検討		構成員からの回答							
			B市	C市	D市	E市	H市	I市	要件の考え方・根拠	検討項目（論点案）	団体	(1) 検討項目（論点案）への見解・回答	(2) たたき台で必要機能・項目が網羅されているか 回答※選択式※ 詳細	(3) その他、「たたき台」「考え方・根拠」への意見 回答※選択式※ 詳細			
8.1. 検索																	
8.1.1	検索対象	軽自動車税に係るすべての情報（台帳記載事項、異動履歴、帳票発行履歴）を照会できること。	<p>■照会</p> <p>32. 車両の異動履歴が一覧形式で照会できること。また、一覧から選択することによりその時点の自動車台帳を照会できること。</p> <p>33. 標識番号を検索キーとした車両の異動履歴（廃車含む）と車体番号を検索キーとした車両の異動履歴（廃車含む）を一覧形式で照会できること。</p> <p>39. 項目修正をした場合、修正内容を履歴として照会できること。</p>	<p>・オンライン処理＞共通＞検索</p> <p>8.14. 該当者一覧上で「住所」の補助資料として「行政区名」が確認できること。</p> <p>・異動処理＞更正＞履歴管理</p> <p>60. 車両の賦課履歴（過年度含む）が照会できること。</p> <p>・照会・発行＞照会＞全般</p> <p>71. 車両の異動更新を実施した操作者情報（更新日時、操作者名、場所等）が照会できること。</p>	<p>■検索</p> <p>10. 検索対象車両に、廃車車両を含む場合と含まない場合を選択できること。</p> <p>■画面表示</p> <p>78. 現年を含めた過去の課税情報が参照できること（最低でも7年分）</p> <p>・照会・管理＞名寄照会</p> <p>78. 個人名寄照会（廃車分を含む）ができること。</p> <p>・照会・管理＞履歴照会</p> <p>80. 同一車両での登録履歴が確認できること。</p> <p>・照会・管理＞履歴の管理</p> <p>82. 処理履歴を持ち、過去の処理内容の確認ができること。</p>	<p>8.1. 検索</p> <p>1. 軽自動車税に係る諸情報（車両、課税者の基本情報、課税情報等）及び異動履歴（帳票発行履歴、特記事項（メモ）等を含む）を照会できること。</p> <p>（黒字：必須） 問い合わせ対応等での自治体でも必要な機能と想定している。</p>			B市	①必要な機能を網羅している		②該当なし					
	検索条件	以下の条件で検索ができること。 【検索条件】 氏名（カナ・漢字・アルファベット、旧姓、外国人通称名） 生年月日 住所（郵便番号、方書含む） 住民管理番号（整理番号） 世帯番号 個人番号（マイナンバー） 法人管理番号 車台番号 車両番号（標識番号） 通知書番号	<p>■照会</p> <p>28. 標識番号、個人番号、氏名かな、氏名漢字、生年月日、世帯番号、年度、通知書番号、車台番号、住所を指定しての検索ができること。</p>	<p>8.1.1 新規車両登録</p> <p>8.1.2 車両変更登録</p> <p>8.1.3 廃車登録</p> <p>・検索条件は「標識番号」「車台番号」「納税通知書の通知書番号」「カナ氏名（旧姓を含む）」「生年月日」「宛名番号」「住所（地名）」「住所（地番）」「法人番号」。</p> <p>・オンライン処理＞共通＞検索</p> <p>1. 検索条件として、所有者、使用者の「生年月日」「性別」「カナ氏名」「漢字氏名」「住民コード」「住所」「方書」「住所コード」「車両情報としての「標識番号」「車台番号」「一車コード」からの検索ができること。</p> <p>2. 「標識番号」で検索する場合は、「地域名」「分類番号」「ひらがな」「登録番号」のいずれかのみで条件設定でも検索できること。</p> <p>3. 「車台番号」で検索する場合は、一部文字で検索できること。曖昧検索にも対応でき、盗難車照会など警察からの問合せにも協力できること。</p> <p>4. 旧姓、旧住所等での検索ができること。</p> <p>10. 納税義務者の検索範囲を住民区分によって、「全件」「個人」「法人」であらかじめ限定して検索ができること。また、検索結果確認後に検索範囲を変更しての再検索にも対応していること。</p>	<p>■検索</p> <p>1. 住所・氏名漢字・氏名カナ（法人の場合は名称）で検索できること</p> <p>※方書でも検索できるほうが望ましい</p> <p>2. 生年月日（西暦・和暦・年・年月）・性別で検索できること</p> <p>3. 個人番号・法人番号・世帯番号で検索できること</p> <p>5. 車台番号で検索できること</p> <p>6. 納税通知書番号で検索できること</p> <p>7. マイナンバーで検索できること</p> <p>・照会・管理＞基本検索</p> <p>75. 標識番号、車台番号、納税義務者・所有者・使用者（以下「納税義務者等」）のカナ・漢字等、納税義務者等の個人法人コード、生年月日等を指定しての複合検索ができること。</p> <p>・照会・管理＞あいまい検索</p> <p>76. 納税義務者等（カナ・漢字等）、標識番号、車台番号について、あいまい検索（前方、中間、後方一致）ができること。（標識番号を標識連番のみで検索など）</p>	<p>8.1. 検索</p> <p>2. 氏名（カナ・漢字・アルファベット、外国人通称名）、住所、住民番号（整理番号）、法人管理番号、標識番号、車台番号、通知書番号、生年月日等での検索ができること。</p> <p>（黒字：必須） 問い合わせ対応等での自治体でも必要な機能と想定している。</p>	<p>■確認事項</p> <p>①要件記載のもの以外に検索条件として必要なものはあるか（あいまい検索・複合検索の機能は共通側で定義）。</p>		B市	②一部記載がない機能がある（右記）	<現在当市で検索ができる項目> ・車種 ・地区 ・大字 ・地番 ・行税区 <追加されると好ましい項目> ・型式 ・年式	②該当なし					
										C市	確認事項 ①ある。	②一部記載がない機能がある（右記）	・受付番号 ・住登外区分	(1)に同じ。	②該当なし		
										D市	■確認事項 ①性別での検索、個人が法人かでの検索範囲の指定ができる必要がある。	⑤その他（右記）			②該当なし		
										E市	特になし	①必要な機能を網羅している			②該当なし		
										F市	■確認事項 ①たたき台に網羅されている。	①必要な機能を網羅している			②該当なし		
										H市	車名、排気量の単位でも検索できるとよい。	②一部記載がない機能がある（右記）	車名、排気量の単位		②該当なし		
										I市	■確認事項 ①なし。	①必要な機能を網羅している			②該当なし		
										J市		①必要な機能を網羅している			②該当なし		
										K市	特になし	①必要な機能を網羅している			①あり（右記）	住民管理番号（整理番号） 法人管理番号などの明確化	

機能名称	仕様書たたき台	業務フローとの対応	選定地方団体_機能要件					標準化候補検討		構成員からの回答				
			B市	C市	D市	E市	H市	I市	要件の考え方・視掘	検討項目(論点案)	団体	(1) 検討項目(論点案)への見解・回答	(2) たたき台で必要機能・項目が網羅されているか 回答※選択式※ 詳細	(3) その他、「たたき台」「考え方・視掘」への意見 回答※選択式※ 詳細
9. その他														
9.1. システム管理														
9.1.1	コード管理	<p>管理項目で使用する各種コードを管理(登録・修正・削除)できること。</p> <p>【対象コード】 車種コード 標識コード(標識サイン) 形状コード 用途コード</p>	<p>■車両登録&gt;異動入力 9. 車両コードは画面から容易に追加・修正・削除できること。車両コードの選択時の入力候補の表示・非表示ができること。</p>	<p>・異動処理&gt;車両管理 &gt;新規登録 35. 標識記号コードの追加に対応できること。</p>	<p>・車両管理&gt;管理項目 1. 管理項目は以下に示すものを最低限満たすこと。 ※各管理項目の表示桁数については、桁落ちする項目がないよう十分な桁数を用意すること。 ※管理項目で使用するコード等については柔軟に拡張できること。</p>	<p>(緑字：要検討) 追加を行う可能性のある各種コードについて、記載のもの以外に必要性の高いものがあるか確認を行う。</p>	<p>■確認事項 ①任意で追加するコードは記載のものに過不足ないか。 ②追加する運用が想定されないコードはあるか。 ③B市記載の車両コードについて、具体的にどのようなものを想定しているか。</p>	B市	たたき台に記載の各種コードがそれぞれ具体的にどのようなものか確認したい。	⑤その他(右記)	(1) 検討項目(論点案)への見解・回答に記載のとおり			
								C市	確認事項 ①あり。 ②なし。 ③B市回答。	⑤その他(右記)	当市では、形状、用途については管理していない。	②該当なし		
								D市	■確認事項■ ①メーカー名、車名、廃車理由も各種コードで管理できると入力時に便利なのではないか。 ②燃料区分、排気区分、所有形態区分については追加はしないがコードで管理できると入力時に便利なのではないか。	②一部記載がない機能がある(右記)	(1)に同じ。	②該当なし		
								E市	特になし	①必要な機能を網羅している	②該当なし			
								F市						
								H市	■確認事項 ①車名については、本市では現在コード管理をしており、追加される運用が想定されるため、コード管理をすることが望ましいと考えている。 ②車種コード、標識コードは追加が想定される。形状コードと用途コードについては現状、用途・形状の項目をシステムで管理していないため、想定ができない。	①必要な機能を網羅している	②該当なし			
								I市	確認事項 ①型式認定番号コード、税率コード ②現状、当市では形状コード、用途コードは使用していない。	②一部記載がない機能がある(右記)	型式認定番号コード、税率コードが必要である。	②該当なし		
								J市	■確認事項 ①過不足ないと考える。 ②なし。	①必要な機能を網羅している	②該当なし			
K市	?	①必要な機能を網羅している	②該当なし	コードの内容は、自治体職員が入力するという意味でしょうか。標識コード(標識サイン)の内容がわかりません。										
9.1.2	税率管理	<p>車種ごとに適用税率を管理(登録・修正・削除)できること。</p>	<p>・システム設定&gt;定数管理 91. 「税率」は車種ごとに設定でき、年度ごとに管理できること。</p>	<p>・照会・管理&gt;税額の管理 84. 車種ごとの税額を年度別に設定し管理することができること。 85. 税額の各年度初期値は前年度の税額を引き継ぐこと。</p> <p>・照会・管理&gt;納期の管理 86. 月ごとの納期を年度別に設定し管理することができること。</p>	<p>(黒字：必須) 車種ごとに税率は異なり、環境性能割りなどである程度頻繁に税率が改定されると考えられるため、必須機能と想定している。</p>	<p>9.1. システム管理 2. 適用税率を登録・修正等管理できること。</p>	B市		①必要な機能を網羅している	②該当なし				
							C市		①必要な機能を網羅している	②該当なし				
							D市		①必要な機能を網羅している	②該当なし				
							E市							
							F市							
							H市		①必要な機能を網羅している	②該当なし				
							I市		①必要な機能を網羅している	②該当なし				
							J市		①必要な機能を網羅している	②該当なし				
K市		①必要な機能を網羅している	①あり(右記)	税率は、自治体職員が入力するという意味でしょうか。										

